**児童クラブ「たいよう」運営規程**

社会福祉法人　十神

児童クラブ「たいよう」

児童クラブたいよう運営規程

（事業の目的）

第1条　社会福祉法人　十神が開設する児童クラブたいよう（以下「クラブ」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条　クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

2　クラブは、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該クラブが行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3　クラブは、事業計画を定め、その運営内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4　前3項のほか、クラブは、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第39号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（クラブの名称等）

第3条　放課後児童健全育成事業を行うクラブの名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称　　児童クラブ　たいよう

（2）所在地　安来市安来町１１１８－４

（職員の種類、員数及び職務の内容）

第4条　クラブにおける職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）会　長　社会福祉法人　十神　理事長が兼務する。（非常勤職員）

(2) 放課後児童主任支援員 １名（非常勤職員）

(3)　支援員　　　　　　　２名（非常勤職員）

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

ア　児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。

イ　遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

ウ　児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

エ　基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

オ　活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

カ　児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。

キ　その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。

（4）補助員 ３名～５名（非常勤職員）

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(5)　事務員（補助員兼務）　１名（非常勤職員）

　事務員は、児童クラブ会計、事務、全般的業務を中心に支援員、補助員の業務を補助する。

（開所日及び開所時間）

第5条　クラブの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

（1）開所日

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日・3月31日を除く。

（2）開所時間

ア 小学校の授業日

下校時間～18:00まで（延長の場合は19:30まで）

イ 小学校の授業の休業日

午前8時～18:00まで（延長の場合は7:00～8:00及び18:00～19:30まで）

2　クラブは、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

（支援の内容）

第6条　クラブで行う支援の内容は、次のとおりとする。

（1）安全指導

（2）健康管理・衛生管理

（3）遊びの指導

（4）学び（学習）の機会の確保

（5）生活指導（基本的生活習慣の習得の指導等）

（6）保護者に対する子育て支援

（7）その他、放課後等における児童の健全育成上必要な支援

（保護者が支払うべき額等）

第7条　クラブが保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次に掲げる額とする。

（1）入会金５，０００円

（2）平日利用料金８，０００円（月曜日～金曜日の利用のみ）

(3) 学校開設中の土曜日は、１日当り５００円

(4) 長期休業を含む月については、次の通りとする。(土曜料金含む)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４月 | １２,０００円 | １２月 | １２,０００円 |
| ７月 | １３,０００円 | １月 | １２,０００円 |
| ８月 | ２０,０００円 | ３月 | １２,０００円 |

(5) 利用日数、病欠、私欠に関係なく、徴収する。ただし、病気等での理由で欠席日数が多く、出席日数が月３日以内の場合は別途考慮する。月４日以上出席の場合、月額基本料金を徴収する。

２．利用実績に応じて徴収する料金（１）に加算される料金）

 　(1) 延長料金(１回あたり)　３０分　１００円

　　　※朝　７：００～８：００　　　　夕　１８：００～１９：３０

(2) その他の集金

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　別 | 金　　　額 |
| 給食費（給食）おやつ代 | １食　４００円、やすぎ保育園に委託する。 ただし、弁当等の持参も可能とする。おやつ代は利用料に含む。 |
| 行事費（例遠足バス代等） | 体験活動の参加費や交通費は、予め保護者に知らせ、徴収する。 |
| 教材費 | 活動に伴う教材費が必要な場合は、その都度徴収する。 |
| 傷害保険料 | ８００円／　年 |

注１　退会されても返却はしない。

(3) 前項に規定する保護者負担額の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(4) 保護者負担額及び前項の実費は、クラブが指定する日に、原則として、口座引き落しの方法により納付するものとする。口座引き落しによりがたい場合は、クラブの指定する方法によるものとする。

(5) 保護者負担額及び第３項の実費の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

但し、傷害保険料は、毎年度4月及び、クラブ入会時に徴収する。

（緊急時における対応）

第8条　クラブの職員は、居場所の提供を行っているときに、児童に病状の急変、

その他緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医又は児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

２　居場所の提供により事故が発生した場合は、安来市及び児童の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　クラブ職員は、事故の状況や事故に際して採った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　児童に対する居場所の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（利用定員）

第9条　クラブの面積は５５．０８㎡　利用定員は、原則として２５名とする。

（通常の事業の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、市立十神小学校校区とする。ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第11条　児童及びその保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意するものとする。

（1）児童が欠席をする場合には、児童の保護者は電話その他の連絡方法によりクラブへ届け出ること。

（2）児童又はその家族の感染症の発生により、他の児童への感染するおそれがあると認められた場合は、クラブは児童に対して休所を命ずることができる。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第12条　緊急時及び事故発生時における対応方法は、別に定める方法により対応するものとする。

2　支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第13条　クラブは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

（苦情解決）

第14条　提供した支援に関する児童及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとともに、児童・職員等に周知するものとする。

2　提供した支援に関し、児童及びその家族からの苦情に関して教育委員会が行う調査に協力するとともに、教育委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第15条　クラブは、その業務上知り得た児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2　職員は、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するものとする。

3　職員であった者に、業務上知り得た児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第16条　クラブは、児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2　クラブは、支援提供中に、当該クラブ職員又は児童の保護者による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを教育委員会に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第17条　クラブは、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2　クラブは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はクラブで協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和２年１２月１日に施行する。